

地方からの提案個票

通番	ヒアリング事項	個票のページ
12	介護保険事業に係る規制緩和(3件)	1~3
14	医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和(7件)	4~10
38	新設のNPO法人の仮認定に係る申請期限の延長(1件)	11
37	NPO法人の認証等権限の中核市への移譲(1件)	12
15	社会医療法人の認定要件緩和(2件)	13~14
17	市立高校の就学支援金制度に関する指定都市・中核市への権限移譲(1件)	15
16	指定都市立特別支援学校の設置に係る都道府県認可の廃止(2件)	16~19
50	県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲(7件)	20~30
13	介護認定審査会委員の任期の条例委任(2件)	31~32
21	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和(1件)	33
57	工場立地法の緑地面積に係る規制緩和(1件)	34~35
34	地域バス路線に係る補助要件の緩和(7件)	36~52
54	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲(7件)	53~59
51	水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲(6件)	60~67

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:12

管理番号	114	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険法地域支援事業の認知症施策に係る「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」の要件の緩和				
提案団体	千葉県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

平成27年度以降、介護保険法の地域支援事業として「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」を設置して認知症支援事業を実施することが市町村に義務付けられるが、「専門的知識を有する者」として、国が養成する認知症地域支援推進員だけではなく、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じる者として独自に養成する者も対象とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

平成27年度以降、介護保険法の地域支援事業に認知症支援事業が位置付けられ、市町村に実施が義務付けられる。この事業は「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」(以下「専門的知識を有する者」)を置き実施することとされ、具体的には国が養成する認知症地域支援推進員と想定されているが、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じる者として独自に養成する者も対象とすること。

【支障事例】

千葉県では、認知症高齢者の急増という現状に鑑み、認知症多職種協働の連携役を早急に養成する必要があると判断し、平成24年度に研修体系及びプログラムを作成、25年度から独自に認知症コーディネーターの養成を開始しており、その役割の多くは認知症地域支援推進員と重複している。

認知症コーディネーターの養成研修プログラムは、県内の医療、介護、福祉等各分野の多くの関係者で検討・協議を重ね、現場の声を取り入れて作成したものであり、地域の特性に応じた養成を行っている。既に69人を養成し、27年度までに160人の養成を目指しており、今後も配置促進を図っていく予定としている。しかし、地域支援事業で配置が義務付けられる「専門的知識を有する者」について認知症地域支援推進員しか認められないこととなると、本県のこれまでの取組が活かされず、継続していくことが困難となる。

【制度改正の必要性】

認知症地域支援推進員に準じる者として一定の質は確保しつつ、自治体が自主的な取組により地域の特性を踏まえて養成した者も対象とすることで、認知症の人が住み慣れた地域で生活するためのより効果的な支援が可能となるため、要件を緩和する必要がある。

根拠法令等

介護保険法第115条の45第2項第6号(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による改正後の介護保険法。当該条項の施行期日は平成27年4月1日。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:12

管理番号	322	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議制の確立				
提案団体	萩市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

通所介護事業所や住宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービス量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。

近年、住宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを除いて市町村にはなく、都道府県において行われている。

市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業費が市町村の計画数値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。

【制度改正の必要性】

このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議制の確立を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。

根拠法令等

介護保険法第70条
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:12

管理番号	605	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	特別養護老人ホームにおいて、利用者の意向に沿う居室形態を利用者が選択できるよう一部ユニット型施設類型を認めるような基準の改正				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

H23.8.18の厚生労働省高齢支援課長他の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正により関係通知から削除された特別養護老人ホームの一部ユニット型の施設類型にかかる事項について再度改正掲載し、当該施設における一部ユニット型の施設形態を認めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

H23.8.18の厚生労働省高齢支援課長他の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正通知により、一部ユニット型の施設類型が廃止され、ユニット型個室とそれ以外の居室形態で別々の施設として認可・指定を行なうこととなったため、次のような支障等が生じている。

- ①施設全てをユニット化した場合、利用者の負担増による継続利用ができないことを危惧し、ユニット化が進展しない地域もある。このため、地域の中で利用者が居室形態を選択できない状況にある。
- ②本県の特養1施設の平均定員は60床未満であり、一部ユニット型の施設を別々の施設として認可・指定した場合、いずれかが地域密着型になり、当該施設においては、他市町からの利用ができず、広域型としての当初の目的が果たせない不合理が生じるとともに、将来的な利用者の確保の問題が生じる懸念があることから、施設の中にはユニット型を従来型個室へ変更する施設が出ることも懸念され、ユニット型を推進する国の施策に逆行することが危惧される。
- ③ユニット型とそれ以外(多床室等)を分け、認可・指定を行なったことにより、広域型を計画している県の老人福祉計画及び介護保険事業支援計画と実態とに齟齬が生じている。

【制度改正の必要性】

このようなことから、利用者の意向に沿う居室形態を利用者が選択できる施設を整備するうえで、また、広域型の設置目的を充足するうえにおいても一部ユニット型施設類型を認める必要がある。

この改正を行なうことにより、H25.4.1施行の県条例(特養基準条例)においても一部ユニット型を認める条例に改正したい。

根拠法令等

H23.8.18日付区政労働省高齢者支援課長他通知「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について」

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:14

管理番号	187	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	麻薬小売業者間譲渡許可権限の都道府県への移譲				
提案団体	福井県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

麻薬小売業者(薬局)は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡すことはできないが、厚生労働大臣の許可を受ければ一定の条件の下、麻薬小売業者間で譲渡できることとなっている。麻薬小売業者間譲渡許可の実際の事務は地方厚生局麻薬取締部が行っている。

一方、麻薬小売業者の免許は都道府県知事の権限であり、通常の監視指導は都道府県が行っている。小売業者にとっては、緩和ケアの推進等で利用が増えている麻薬を有効利用するため、小売業者間譲渡許可を取得し、業者間で麻薬の譲受を行いたい、許可申請などの手続きを県外にある厚生局にしなければいけないため、時間がかかるなど不便な状況にある。

また、都道府県にとっては許可情報が事後に厚生局から送られるため、許可の事実を把握できず、監視指導の時期が合わない場合がある。

【制度改正の効果】

都道府県が麻薬小売業者の免許と併せて事務を行うことで、効率的な事務処理、実質的な監視指導が可能となる。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、11項、同法施行規則第9条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:14

管理番号	310	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者間譲渡許可の国から都道府県への移譲				
提案団体	熊本県、佐賀県、大分県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

厚生労働省(地方厚生局麻薬取締部)が行っている麻薬小売業者間譲渡許可を都道府県知事が行うことができるよう権限を移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

麻薬の譲渡は、麻薬小売業者の免許を有しなければ行うことができないが、当該免許交付は都道府県知事が行い、麻薬小売業者間譲渡の許可は九州厚生局で行っている。許可申請者は、事前相談のために、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部を訪問する場合もあり、移動距離や時間、経済的な面での負担となっている。

【制度改正の必要性】

麻薬小売業者(薬局)は在庫を十分に抱えているところが少ない状況にある中、麻薬小売業者間譲渡許可は、医療用麻薬を麻薬小売業者(薬局)間で譲渡譲受できる実質唯一の方法である。麻薬処方せんを持つ患者への迅速な調剤提供を行い、在宅緩和ケアを推進するためにも、麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2、麻薬小売業者間譲渡に係る許可権限を、厚生労働省地方厚生局(麻薬取締部)から都道府県に移譲する必要がある。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:14

管理番号	581	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	麻薬小売業者間譲渡の許可の都道府県知事への移譲				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

現在、麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、厚生労働大臣の許可となっているが、在宅医療推進の観点から小売業者間の医療用麻薬の譲渡を促進させる必要があることから、当該許可権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項により、麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡す場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととなっている。この許可の申請先は、厚生労働省(厚生局)である。

【制度改正の必要性】

許可申請を麻薬小売業免許の権限を有する知事へと移譲することで、申請先が一本化され、申請者にとって時間的・経済的な負担が軽減される。

また、譲渡許可の取得が促進され、麻薬調剤業務の円滑化及び患者の利便性が向上する。

麻薬小売業者間の譲渡許可の前提となる麻薬小売業の免許は知事権限となっており、事務処理も含め、支障が生じることはない。麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、監視指導・麻薬対策課長通知等で許可要件も明確になっている上、全国的にも広がりを見せており、譲渡許可を例外的な取扱いとする事案には当たらない。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項
同法施行規則第9条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:14

管理番号	589	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事に移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療薬学会の調査によれば、保険薬局の不良在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。

また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。

都道府県の許可制のもと、在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組む薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項
同法施行規則第9条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:14

管理番号	590	提案区分	C A又はBに関連する見直し	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可要件の緩和、許可期間の延長				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可を「在庫量の不足により調剤することができない場合」に限らず認められるよう要件を緩和する。また、譲受・譲渡許可申請者の麻薬小売業者免許が全て翌年の12月31日までの場合は、翌年12月31日までの許可を認めるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療薬学会の調査によれば、保険薬局の不動在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。

また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。

在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組む薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。

国は構造改革特区第20次・地域再生第9次検討要請に対し、医療用麻薬については国際条約に基づき、適切な流通管理が求められていることを理由に権限移譲・規制緩和が困難である旨回答しているが、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び麻薬に関する単一条約では、製造業者及び分配業者の手元にその業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質(=麻薬)が蓄積されることを防止することが定められているが、現行のように薬局必要品目を全てそろえることを求めることの方が、余剰在庫を増やし、「業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質が蓄積される」と言えなくもないことから、適正な管理のためにも規制緩和を求めるもの。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項
同法施行規則第9条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:14

管理番号	591	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医療用麻薬の廃棄にあたっての行政職員の立会要件の廃止				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

麻薬の廃棄の際に、都道府県の職員の立会いの下に行わなければならないこととされている要件をなくし、事後届出のみでよいこととする

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

未使用麻薬は、予め届け出を行い、都道府県職員の立会いの下で廃棄しなければならないとされているが、在宅医療の進展により、患者に投与される麻薬の数量や品目が急増する中、麻薬の廃棄処理に時間がかかり、医療機関や薬局(麻薬小売業)に勤務する薬剤師への時間的、身体的な負担が大きく、本府薬剤師会からも、立会いの要件の撤廃を求める声が根強い。

医療用麻薬の流通を真に予防すべきであれば、紛失・盗難等のリスクにも一定対応すべきだが、これらの日常的な管理は薬局や医療機関の自主的な管理にゆだねられており、一定の秩序が保たれていることから、廃棄のみ行政機関の立ち会いを求めるのは、整合性に欠けると言える。

また、医療用麻薬と同様に幻覚・依存作用のあるシンナーは毒物劇物取締法の適用を受け、廃棄に立ち会いが必要ないのに医療用麻薬のみ必要なのも整合性に欠けると言える。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第29条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:14

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省庁

求める措置の具体的内容

麻薬取扱者の免許の有効期間について、免許の日の属する年の翌年の12月31日までとなっている規定を、5年後の12月31日までとすること。(最長6年の有効期間とする。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】
麻薬免許証の最長有効期間は、麻薬及び向精神薬取締法第5条に基づき、最長2年間(免許の日からその日の属する年の翌年の12月31日まで)となっている。
免許については、本県で年間1500～2000件程度の申請があるが、その大半の申請が12月に集中するため、その事務処理に苦慮している。
免許の期限が延長されれば、免許申請が分散することにより、事務処理が円滑に進行すると考えられる。

根拠法令等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:38

管理番号	632	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	NPO法人仮認定申請に係る設立後経過年数の延長				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省庁	内閣府				

求める措置の具体的内容

特定非営利活動促進法において、仮認定特定非営利活動法人の申請ができる法人は設立から5年を超えない法人に限定されている。平成27年3月31日までに申請する場合は経過措置により、5年を経過した法人も可とされているが、今後とも設立後5年を超える法人も仮認定申請ができるよう法改正を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

認定特定非営利活動法人になるためには、収入金額に占める寄附金の割合が20%を超えること、又は年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上といった「PST基準」を満たす必要があるため、この基準が要件となっていない仮認定特定非営利活動法人制度は、今後、幅広く人々の寄附をはじめとした支持を集め活動を充実していこうとする特定非営利活動法人にとっては、重要な支援制度となっている。仮認定申請は、特定非営利活動促進法第59条第2号の規定により、設立の日から5年を経過しない法人に限られているが、現在は、平成27年3月31日までの経過措置により5年を超える法人も申請が可能となっている。特定非営利活動法人の支援充実のため、5年を経過しても、仮認定特定非営利活動法人制度を利用できるよう法改正を求めたい。

仮認定申請及び相談のある法人は、ほとんどが設立後5年を超えている。仮認定申請であっても、基準を満たす運営に到達するまではある程度の活動期間が必要であり、設立後5年を超える法人のニーズは高いと考える。

＜本県の実況＞

仮認定特定非営利活動法人 3団体 仮認定の時期 設立後7年経過1法人 8年経過1法人 10年経過1法人

現在仮認定の相談があっている法人 5法人 うち設立後5年を経過している法人 4法人

根拠法令等

特定非営利活動促進法第59条第2号

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:37

管理番号	108	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲				
提案団体	金沢市				
制度の所管・関係府省庁	内閣府				

求める措置の具体的内容

現行の特定非営利活動促進法に定める所轄庁は、都道府県の知事又は指定都市の長とされているが、ここに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

特定非営利活動法人については、現行の所轄庁は都道府県知事又は指定都市の長とされていることから、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人は約170あるにもかかわらず、各団体の特徴や得意分野、その他具体的な活動実態を十分把握できていないとはいえず、本市と協働してまちづくりに取り組むNPO法人が固定化することで、本市の協働事業がマンネリ化・硬直化する傾向にある。

また、都道府県のように法人化を目指すNPO及びNPO法人からの「法人化に関する相談・認可(変更)申請・事業報告」等が皆無のため、「各団体の顔が見えづらい」ほか、団体や法人に関する情報を県のHP等を通じて「断片的にしか取得できない」など、団体の一元的・総体的な管理が不可能なことにより、団体との連携不足や事務処理上のタイムロス等が生じている。

【制度改正による効果】

権限移譲により、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人に関する情報を一元・相対的に管理することで、各団体の特徴を活かした協働事業が展開可能となり、NPO法人の知識や経験をまちづくりに活かせるようになる。

また、相談・申請等に対応する中で、本市職員の「NPO法や協働に関する知識の習得」、「協働意識の醸成」等が一層図られることも期待され、本市の重点施策である「自立した市民と協働したまちづくりの達成」に近づくとともに、県と本市との協働のまちづくりに関する知識や意識の一体感が醸成される。

さらに、各団体の特性を活かしたマッチング(連携)事業が行えるほか、現在必要とされる関係各所への情報確認・把握にかかる時間が不要となり、機を逸することなく、団体への働きかけができる等効果的な連携事業の計画・実施も容易になる。

根拠法令等

特定非営利活動促進法第9条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:15

管理番号	308	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	社会医療法人の認定要件拡充				
提案団体	熊本県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】へき地診療所を支えるへき地拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、へき地拠点病院からへき地診療所への医師派遣が厳しい状況にある。

【制度改正の必要性】平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」第3条1号イ「へき地にある診療所」を「へき地にある診療所又はへき地医療拠点病院」に改め、へき地医療等を行う社会医療法人の認定要件を拡充し、その数を増やすことで、へき地医療拠点病院の支援体制を確保する。

(参考)本県では、県内のへき地診療所17か所のうち、常勤医師を確保できている診療所は4か所のみ。また、へき地医療を支えるへき地医療拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、ここ10年でピーク時から約30%減少している病院もある。

根拠法令等

医療法第42条の2
平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」
厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:15

管理番号	387	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	社会医療法人の認定要件緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

社会医療法人の認定に当たって、複数の県に医療施設を設置している医療法人について、地域の医療提供体制を確保するため、例えば、当該施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合や事業規模が一の県に集中している場合は、一の県に医療施設を設置する医療法人とみなし、一の県のみ医療施設を設置している医療法人と同等の取扱いとすること。

(参考)

「同等の取扱い」とは、一の県のみで救急医療確保等事業を行っていれば認定要件を満たすこととすることを指す。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

複数の県に医療施設を設置している医療法人が厚生労働大臣による社会医療法人の認定を得るためには、厚生労働省医政局長通知に基づき、それぞれの県の医療施設において救急医療確保等事業を実施することが要件の一つとして定められており、一の県にしか施設を有さない医療法人と比較しハードルが高い。そのため、医療法人が社会医療法人の認定要件を満たすために、一方の県に置く医療施設の数が少なく、不採算の場合、一方の県の全ての医療施設を廃止する可能性がある。そうした場合、廃止となる地域に他の医療施設が少ない場合、医療の安定的な提供体制が崩壊するおそれがある。

【改正の必要性】

複数の県に医療施設を設置している医療法人が社会医療法人の認定を得る場合において、例えば「定住自立圏」を県境を越えて形成している場合又は事業規模(経営規模・人員規模等)が一の県に集中している場合、社会医療法人の認定にあっては一の県に医療施設を設置しているとみなし、一の県のみ医療施設を置く医療法人と同様の取扱いとする。

そうすることで、社会医療法人の認定のために、一の県の医療施設を廃止する等の動きを誘発することはなく、引き続き医療提供が継続されるため、関係県の地域住民にとってもウインウインの関係を築くことができる。(なお、一旦社会医療法人の認定を受ければ、その後、不採算の医療施設を廃止するためには、それまでの税の優遇措置分も返還する必要があるため、医療法人に対し施設廃止の動きに一定のブレーキがかかる。)

根拠法令等

医療法第42条の2

厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:17

管理番号	600	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	高等学校等就学支援金制度に係る認定等事務の都道府県から指定都市・中核市への権限移譲				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

都道府県が行う市町村立高等学校生徒の就学支援金の受給資格認定事務や、同支援金の支給等について、財源も含め、各校の設置者である指定都市・中核市への移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

京都市立高等学校生徒に係る高等学校就学支援金の認定申請審査や支給決定、支援金の支給業務について、法律上、学校設置者を通じて都道府県に対し申請等を行うこととなっているため、学校設置者(京都市)と認定権者(京都府(教育委員会))とで、所得制限基準該当性・加算支給基準の該当性の確認又は判定を行うなど、二重の審査となっている状況がある。

【制度改正の必要性】

就学支援金は、授業料へ充当するものであるため、各高等学校等と学校設置者間で認定等の事務が完結することで十分足りると考えるため、都道府県知事・都道府県教育委員会が行う就学支援金に係るすべての事務・権限を市町村に移譲するとともに、財源も含めて、国から直接指定都市・中核市に交付される枠組みを提案する。なお、今回は、設置校・生徒数が多い指定都市・中核市を対象に移譲を提案する。

また、現在、都道府県における事務(所得確認事務等)については、学校設置者や外部団体等に委託可能であるが、都道府県により認定申請の問い合わせ窓口が異なる(A県では都道府県教育委員会、B県では設置者である市町村等)のは、兄弟姉妹が異なる都道府県の高等学校に通う保護者等にとってわかりにくいこと、また、毎年都道府県において委託契約の締結事務や、受託者への就学支援金の支払い事務が発生し労力となることから、法改正により全国的に対応することを提案する。

根拠法令等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、第6条、第8条～第11条、同施行規則第3条、第4条、第8条～第12条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:16

管理番号	92	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止				
提案団体	新潟市				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会の認可が必要だが、規制緩和により都道府県への届出制とする。

(参考)

指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

本事務は、市立高等学校等とともに、地方分権第三次勧告で「認可を許容する」とされたが、今回の第4次一括法で、高校・中等教育学校については、設置認可権限が指定都市に移譲されることとなった。これにより、幼稚園・小・中・高等学校・中等教育学校を市が設置する場合、県の認可が不要となる。

また平成29年度には(特別支援学校(小・中学部)の教職員を含めた)県費負担教職員の定数権等も指定都市に移譲されることとなり、特別支援学校についても、学級編成や教職員の配置の面では指定都市が権限を持つこととなる。

【支障事例】

一方、本市においては、特別支援学校に通う児童生徒の数は増加しており、平成22年度、それまで市内1か所だった市立特別支援学校を市の東西に分離拡充して受け入れ態勢を充実している。今後もさらに特別支援学校への就学を希望する生徒が増えることが予想され、市立の特別支援学校の設置が課題となっているところである。

【実現した場合の効果】

特別支援学校の設置認可権限の規制緩和により、幼稚園から高等学校まで学校の設置・教職員の配置について、総合的な施策を展開することが容易となるとともに、より地域のニーズに応じた特別支援学校の設置を迅速に進めることが可能となる。

【3次勧告以降の事情変更】等は別紙のとおり

根拠法令等

学校教育法第4条第1項第2号

新潟市提案 【市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止】

1 3次勧告以降の事情変更

以下のア～オの事情変更により、新潟市においては特別支援教育・特別支援学校の運営事務が定着していると考ええる。

ア 特別支援学級（児童生徒数）増（※別紙2バックデータのとおり）

イ H22 西特別支援学校開設により1校→2校に増

ウ H19 特別支援教育サポートセンターを開設し、発達検査や就学相談、教育相談、巡回相談、教員研修等の学校支援等に当たっている

エ H26 各区に教育支援センターを設置し、障がい児の就学指導を担当する指導主事を配置（就学指導の充実）

オ 平成26年度より市独自で特別支援学校教員を採用

2 特別支援学校分離の際の具体的支障

平成22年度の特別支援学校分離時は（現在も含め）、定数権が県にあり、認可申請に至るまでの県との事前協議において、特に定数等の調整に時間を要した。平成29年度に定数権が指定都市に移譲されれば、県との事前協議の負担は軽減すると想定されるが、加えて、規制緩和により届出制となれば、より主体的な立場で事前協議に臨むことができるなど、定数権移譲に合わせて設置認可権限を規制緩和することが、地方分権の流れに沿うものと考ええる。

3 今後の計画

現在のところ具体的な計画はないが、市立特別支援学校（高等部）の設置が保護者の要望としてあがっている。

4 認可制の見直しが必要な実態の有無

県とは、認可の手続きに至るまでの事前協議に長時間をかけている。規制緩和されても事前協議が引き続き必要であるが、「県の認可」と「県への届出」の立場の違いは明確であり、後者の方が地方分権の流れに沿うものと考ええる。

5 広域的バランスを考慮する必要性と対応策

広域的なバランスとともに、少子化に伴う市内の学校の適正配置については特別支援学校を含めて考える必要がある。

また、H27から認可制でなくなる市立高校等の設置についても、県から「県立高校等の募集学級・定員を策定する際重要であるため事前協議が必要」と課題が出されている。特別支援学校についても同様に県との事前協議を行うことで広域的なバランスは考慮されると考える。

広域的なバランスの考慮の面を考えたとしても、特別支援学校だけを規制緩和から除外する理由として十分であるか疑問である。

新潟市立小中学校の特別支援学級の学級数

※学級数は各年度5月1日現在

		H21	H26	増 減
小学校	学級数	144	187	
中学校	学級数	72	93	
計	学級数	216	280	64 学級増(約 1.3 倍)

新潟市立特別支援学校の学級・児童生徒数

※学級数, 児童・生徒数は各年度5月1日現在

		H21	H26	増 減
特別支援学校	学級数	43	60	17 学級増(約 1.4 倍)
	児童・生徒数	164	222	58 人増 (約 1.4 倍)

※平成22年4月に分離新設し2校となった

<参考>

新潟市立小中学校の学級数(特別支援学級を除く)

※学級数は各年度5月1日現在

		H21	H26	増 減
小学校	学級数	1493	1420	
中学校	学級数	624	588	
計	学級数	2117	2008	109 学級減(約 0.9 倍)

学級数の推移

※数字は学級数, ()は全体に占める割合



平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:16

管理番号	289	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	市立総合支援学校(特別支援学校)の設置の際の都道府県の認可の廃止				
提案団体	京都市				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

市立総合支援学校高等部の設置に関して都道府県の認可を廃止し、都道府県への事前の届出制とする。
(参考)
指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
学校の設置・管理は市が行うが、設置等(分校の設置、分校の本校化等を含む)に当たっては、京都府(都道府県)の認可が必要となっている。
直近の例として、京都市立白河総合支援学校東山分校(高等部のみ設置)の開校(平成25年4月開校)に当たり、学校(分校)の設置のための認可申請及び学科の新設のための認可申請を学校教育法施行規則第7条の規定に基づき、京都府に事前に(平成24年3月)提出及び許可を得る手続きを行っており、申請に当たっては、申請書類だけでなく、当該校舎の図面や関連規則の整備状況など関連書類を事前に提出する等の必要があった。
上記の例のような事前の認可申請に係る事務上の負担やスケジュールの簡略化を図ることができ、スムーズな事業進捗・行政運営につなげることができる。
また、教職員配置について、仮に認可の決定時期が遅延するなどの事態が生じた場合には、特別支援学校の教員配置、校種間異動など総合的な人事異動を行う上で計画的に進捗できないなどの支障をもたらす可能性がある。
なお、指定都市の設置する高等学校の設置に係る手続については、平成26年5月28日に成立した第4次一括法において、都道府県の「認可」から都道府県への「事前の届出」へと見直されている。

根拠法令等

学校教育法第4条
学校教育法施行規則第3条～第19条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	75	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権(任命権)及び教職員定数設定権限等の移譲				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

都道府県教育委員会の県費負担教職員の人事権(任命権)、県費負担教職員に係る定数の決定、及び学級編成基準の決定についての権限を中核市に移譲する。
また、県費負担教職員の給与負担、及び管理事務すべてを行うための必要経費確保のため財源についても移譲する。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

少子高齢化・国際化が進む中、これまでの画一的な施策では対応できない様々な教育課題が生じていて、少人数学級の更なる推進や地域の特性に応じた教育職員の配置等を柔軟に行い、様々な教育ニーズに対応できる地方分権型の仕組みづくりが必要となっている。

そのためには、地方の権限と責任の明確化や一体化、地域に根ざした優秀な人材を確保・育成することが必要であり、既に移譲されているサービスの監督に関する権限だけでなく、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員(県費負担教職員)の人事権(任命権)や、これに関係する県費負担教職員の定数の決定権、学級編成基準の決定についても移譲される必要がある。人事権が住民により近い立場にある市に移譲されることにより教職員の人事評価を的確に反映させることが可能になると考える。

また、人事権(任命権)やこれに関する決定権が移譲される場合には、財源の確保も必須となる。具体的には、教職員の異動や新規教職員採用、管理職選考、懲戒・分限処分、給与手続きなどに関する事務を行う人員体制の構築と事務処理に係る経費の担保が必須となると考える。このように、事務処理に係る経費を担保したうえで、県費負担教職員の給与等の負担についても移譲されることで、移譲された市はより責任感を持って教職員の異動や管理、監督責任を果たすこととなると考える。

なお、権限の移譲に当たっては、個々の都道府県の特例条例による権限移譲ではなく、法改正による権限移譲とすることとし、移譲を希望する基礎自治体への県費負担教職員の人事権等の権限移譲の早期実現を強く要望する。

※制度改正による効果や人事交流の仕組みについては別紙のとおり

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条第1項、第41条第1項、第2項、第42条、第46条、第58条
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条第2項
市町村立学校職員給与負担法 第1条

制度改正による効果、人事交流の仕組み等（松山市）

【教職員の配置等を柔軟に配置できず生じている支障】

義務標準法で認められている学級編制の弾力化については、県全体で統一された運用となっている。中 1 ギャップの解消等、地域の特殊事情に則した配置を要望しても認められないため、教職員の負担が解消されない。

【制度改正による効果】

・松山市で独自の研修等を重ね、松山市らしい特色ある指導をしていく中で、育て上げた教職員が異動で他市町に配属となってしまうことがある。「人事権」が移譲されれば、これまで以上に、研修等を計画的、効率的に実施しすることができ、各学校へバランスの取れた教職員の配置が可能となる。

・本市独自で教職員を採用し、本市の特性を踏まえた指導、研修を行い、地域に根ざした教育を実践する中で、人事評価を的確に実施し、意欲ある教職員を適材適所へ配置することで、健全な学校運営を実施することができる。

【人事の固定化に対する懸念】

松山市は、愛媛県全体の 3 分の 1 の約 50 万人の人口が集中しており、小中学校 84 校、教職員約 2,400 人を擁している。また、山間部、都市部、島嶼部と自然に恵まれた環境にあり、松山市内だけでの異動で様々な環境での教育活動ができるため、固定化・マンネリ化に繋がる懸念はないと考えている。

【小規模市町村との人事交流の仕組み】

県を含めた広域での市町調整協議会等を設置し、移譲スタート後は連絡協議会等を設置し、定期的に調整協議を行うなど情報の共有化等を行う必要があると考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	84	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権や学級編制基準制定権及び教職員定数権に関する権限の市への移譲				
提案団体	和歌山市				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

県費負担教職員の人事配置や学級編制に関する1学級の定数の基準の制定及び教員配当の定数の決定に関する権限移譲を希望する中核市に移譲する。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】
現場に近い市が子どもの状況や学校の運営状況をより詳細に把握しており、市が主体性を発揮し、創意工夫を活かした特色ある質の高い義務教育を実現するとともに、地域に根ざした人材を育成・確保するためには、人事権や学級編制基準及び教員定数の決定に関する権限が市に移譲されることが不可欠である。

【制度改正の必要性】
本市においては、地域の実情に応じ、児童生徒に対してきめ細かい個に応じた指導を推進し、学力の向上や心の教育の充実を図りたいと考えているが、そのためには、より良い教育環境が必要であり、上記の人事権等の市への移譲が必要と考える。

【制度改正による効果】
市に人事権があることにより、学校地域の実情にあった教職員配置、市立学校が必要としている能力の高い教員の採用を、市が責任を持って実施できる。

【小規模市町村との人事交流】
現在、和歌山県の場合には、郡市間の人事交流を実施し調整しており、このシステムを続けることが必要である。

【権限移譲に伴う財源移譲】
人事権と給与負担が一致することにより、権限と責任の一元化が図られ、より地域の実情に応じた教育施策の実現が可能になると考えるため、権限移譲にあたっては、県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を市に移譲する。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
市町村立学校職員給与負担法

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	346	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権等の移譲				
提案団体	大分市				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

- ・都道府県教育委員会に属する、県費負担教職員の任命権を中核市教育委員会に移譲する。
 - ・都道府県が定めるように規定されている学級編制基準及び県費負担教職員の定数決定権を中核市に移譲する。
 - ・都道府県の負担としている市町村立小中学校の職員の給与等を中核市の負担とする。
- (参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
市町村にとって、県費負担教職員は市町村の職員であるものの、その任命権は都道府県にあるため、所属市町村への帰属意識が乏しい面がある。また、中核市独自の教職員研修を実施しても、養成した教職員が他市町村に異動することが多く、費用対効果の面でも課題がある。
学級編制について、法的には各市町村の判断により柔軟な編制が可能となっているが、教職員配当などの定数決定権がない。

【制度改正の必要性】
教育の責任を負う市町村が、学校設置者として、より主体性を発揮し、創意工夫した特色ある教育を行うためには、地域に根ざした意識をもつ優秀な教職員の確保が必要である。
定数決定権が、給与・手当等の決定権限及びその財源を伴い移譲されることにより、学校の実情に応じた定数措置や少人数学級の編制など、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実が可能となる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条及び第41条
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条
市町村立学校職員給与負担法第1条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	399	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担職員の人事権等の移譲				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せ、特別区に移譲する。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現状では、人事権等が都にあることや、各学校の状況を区教育委員会でまとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。(※1)
一方で地域防災拠点としての学校の位置づけ、学校支援地域本部の立ち上げ等、学校と地域(町会、自治会)との結びつきは新たな局面を迎えている。(※2)

【制度改正の必要性】

人事権等が移譲された場合、①「特別区人事委員会の共同処理により、ある一定規模の安定した採用等が行える一方で、各区独自の人材育成により、区独自の教育施策を推進することが容易になる。」②「各区の人事構想に基づき人事の調整を図ることによって、施策の推進、課題を解消できる組織力の強化につながる」といった地域の実情に合わせた効率的な人事を行うことが可能となる。

* その他(特記事項)欄のとおり、(※1)(※2)に関する具体的な支障事例は別紙に記載。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第41条
公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第10条

県費負担職員人事権等の移譲に係る具体的な支障事例

提案提出：特別区長会

区分	提案事項	項目	内容
権限移譲	県費負担職員人事権等の移譲	<p>「人事権等が都にあることや、各学校の状況を区教育委員会でもとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。」ことによる具体的な支障事例</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>① 現行の人事制度は、東京都広域人事の特性として、原則として3市区町村以上の勤務経験を経ないと、同じ区に配置できないとしている。しかし、このことにより、区独自の教育施策の担い手として、各区の地域特性に根ざした長期的研修プログラムによる人材育成が困難になっている。</p> <p>② 地域の実情及び区内のバランスを踏まえた人事構想を都へ報告しても、都全体の人事構想の中では反映されにくい。</p> <p>① 広域人事の特性として、教員の通勤時間が長くなる傾向は免れない。今後、地域防災拠点として区立学校を位置づけ、教員に一定の防災上の役割を与えたときに、緊急時参集等において、このことが大きな課題となる。</p> <p>② 学校と地域の結びつきを継続し、更に強化、発展させていくためには区の人事構想を反映する必要があるが、特に管理職においては区の施策や地域になかなかなじめず、学校や教育委員会の負担となることがある。</p>

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	438	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権の市への移譲				
提案団体	全国特例市市長会				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲ができるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じること。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているながら、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。
県費負担教職員の不祥事等に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第3項の規定により任免、分限又は懲戒に関する事項は都道府県条例で定めることとされているため、市では懲戒処分をすることができず、教職員は、人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強くなり、地域に根差す意識を持ちにくくなっている。
市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。

【懸念の解消策】
別紙のとおり

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項

県費負担教職員の人事権の市への移譲（全国特例市市長会）

懸念の解消策

○人事権のみ求める理由

⇒制度改正により、市町村職員ではあるが人事権を有していない現行制度の根本を変えようとするものであり、定数決定権、学級編成基準及び給与負担とは本来、一体の権利であると理解しているが、現段階では人事権以外の部分は全国特例市市長会として議論が煮詰まっていないため、大阪府豊能地区における事例を踏まえ、実績のある人事権についてのみ移譲を求めるものである。

○事務処理特例条例により、人事権は移譲可能なので、それに対応してはどうか。

⇒大阪府豊能地区における事例については、大阪府の先進的な取り組みによるところが大きい。現在に至るまで国において議論が継続されていること、また、過去に全国知事会や全国市長会、中核市市長会や全国特例市市長会などから数多くの要望や提言を受けていることを踏まえると、国の責任において制度設計を図るべきと考える。現状の都道府県主導の事務処理特例制度の下では都道府県の権限移譲に対する姿勢や財政支援措置に差異があることから、移譲を希望する市に等しく権限及び財源を移譲するために、法による整備を求めるものである。

○「市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない」と考えている根拠は何か。また、そのことによりどのような支障事例が具体的に発生しているのか。

⇒個々の教育現場において現実に発生している様々な問題（いじめ、体罰、防災拠点施設としての学校の運営面等）を解決する方法として、教職員の適正配置や加配が必要であると考えており、そのための教職員人事権の移譲を求めるものである。

○「人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強くなり、地域に根差す意識を持ちにくくなっている」と考えている根拠は何か。また、そのことによりどのような支障事例が具体的に発生しているのか。

⇒市で独自の教育行政を進める場合、現在の採用制度では、都道府県下のどこに配属されても良いとの意向を持つ教職員がおり、市への帰属意識は大変希薄であるとともに、市独自の教育カリキュラムの内容について認識の低い教職員もいることから、市が目指す学校づくりのヴィジョンを理解し、実践できる人材を必ずしも確保できていない。市独自で教職員を採用することとなれば、市への帰属意識が強く、市の教育方針に共感し、目指すべき学校づくりを実践できる人材を確保できるものと考えている。

現在、人事権・処分権は都道府県にあり、服務監督権は、市に委ねられている。この構図はあくまでも都道府県に任免権があることから、市で指導し、最終的に市で処分するといったことはできない仕組みになっている。具体的には、小学校教諭が勤務校に持ち込んだ私物USBメモリに個人情報記録し、校外へ持ち出し紛失した際に、当該教職員に対し、市の基準に沿って懲戒処分等を行えなかった等の事例がある。また、人事権及び処分権を市が有していないことから、厳格な処分や必要な対応を行うことができなかった。

○これらの支障事例は人事権を移譲することにより、どのように解消されていくと期待するか。

⇒

- ・地域のニーズや学校の実情に応じた人事異動、採用が可能となる。
- ・市が求める資質、能力を有する人材を確保することができる。
- ・市の主体性や独自性を生かした取組みや制度設計を進めることができる。
- ・特色ある学校づくりの推進など市による独自の教育改革が進められるようになる。
- ・市が自ら採用することにより、責任ある教育行政を行うことができる。
- ・一人一人の教職員の状況をよりの確に把握できるため、学校要望に合った適材適所の人事配置が可能となる。
- ・教職員が市長を身近に感じ、市全体で新しい組織作りを構築しようという機運が高まると期待する。
- ・同等の不祥事に対する懲戒処分等に関し、教職員と教職員以外の市職員と処分の程度が異なるといった支障が解消される。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	689	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲				
提案団体	大阪府				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

県費負担教職員の人事権を有する指定都市に対して、給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定を移譲することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)が本年6月4日に公布され、平成29年度を目途に移譲されることとなった。

大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任を明確化するため、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を平成24年度に豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)へ移譲した。

【制度改正の必要性】

県費負担教職員の人事権と給与負担は一致すべきであることから、特例制度により人事権を移譲した市町村に対しても指定都市と同様の取扱いがなされれば、市町村がより主体的に義務教育を実施することができるようになる。

【制度改正の効果】

義務教育の実施主体である市町村の責任と権限が明確になる。

給与や勤務条件を独自に決定できることにより、地域の実情に応じた特色ある教育を行なうための人材を確保する事ができる。

根拠法令等

市町村立学校職員給与負担法(5条)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条)
義務教育費国庫負担法(8条)
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:50

管理番号	969	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員人事権の移譲教職員の定数決定権及び学級編制基準制定権の移譲教職員の給与等決定権の移譲				
提案団体	中核市市長会				
制度の所管・関係府省庁	文部科学省				

求める措置の具体的内容

教職員の人事権等を都道府県から中核市に移譲することで、地域の実情に応じた特色ある教育の実施が可能になる。中核市には既に研修権が移譲されているが、異動によりその効果を活かしづらいことや研修意識の高揚を図るという点で支障となっており、中核市に人事権が移譲されることで、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保が可能になる。また、人事権と給与負担は一致すべきであり、給与等決定権についても移譲するとともに学級編制基準制定権及び教職員定数権の移譲も併せて求めるものである。

(参考)

指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

英語科の副読本を独自に作成し英語教育研修に注力するも、育成した教諭が他市町に異動することがあり、研修の成果を地域の教育に還元できない。

市の職員である一方、人事権が県にあるのは責任と権限の不一致であり、教職員が不祥事を起こした場合等の懲戒処分を決める際、服務監督者は市でありながら、処分の決定は県が行っているため、県と市の懲戒処分の基準が異なり、市職員の処分と整合しない場合がある。

中学に入学すると不登校になる生徒が多いため、その対応として中1を35人学級にしたいと考えても、県の方針に従わなければならないので市の方針で進めることができない。

市内に多くの外国人児童生徒が在籍しているにもかかわらず、外国語に堪能な教員や日本語指導ができる教員の加配が十分ではない。

【制度改正の必要性】

地域の実情に応じた特色ある教育行政が市の行政と一体となって行われるためには、人事権等の移譲が必要であり、また、複式学級など地域の実態に応じた教職員の配置を行うことで課題への柔軟かつ迅速な対応が可能となるとともに、教育活動の充実につながるものである。

【懸念の解消策】

人事異動はできるだけ広域性が必要であるなどの懸念については、現状においても市内での人事異動がほとんどであり固定化していないとする市があるほか、近隣市町村との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解消できると考える。そうした状況は各中核市で事情が異なるので、選択制とすることにより実情に応じた移譲ができると考える。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
市町村立学校職員給与負担法

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:13

管理番号	671	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険法施行令第6条に規定する介護保険認定審査委員の任期の緩和				
提案団体	堺市・大阪府				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護保険認定審査会委員の任期を市町村の裁量で定めるようにする。
(参考)
第3次一括法により、地方社会福祉審議会等委員の資格、定数、任期等について条例委任済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
介護保険認定審査会委員の任期は、介護保険法施行令第6条により、全国一律に2年とされている。委員の改選時には、関係機関等との調整や委員の研修を実施するなど相当の時間と労力を要しているが、本市では、平成26年4月現在の委員390名のうち、平成25年4月の改選時に再任された委員が355名と9割以上を占めており、2年を超えて再任される委員が大多数である。

【制度改正の必要性】
今後の介護需要の増加に対応するためにも、委員の任期は全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できるように措置することを求めるものである。

根拠法令等

介護保険法第17条
介護保険法施行令第6条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:13

管理番号	864	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護保険認定審査会委員任期を定める規定の緩和				
提案団体	さいたま市				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護保険認定審査会委員任期について、現在は介護保険法施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。

(参考)

第3次一括法により、地方社会福祉審議会等委員の資格、定数、任期等について条例委任済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

介護保険法施行令第6条第1項により、介護保険認定審査会委員の任期は、全国一律に2年とされている。しかしながら、実際には2年を超えて再任される方も多く、一度に多くの改選手続きを行うのは、事務上相当の労力と準備期間を要する。(平成26年4月現在、認定審査会委員300名、うち再任された委員263人)

【制度改正の必要性】

また、認定審査は専門性を要することから一定期間の任期が必要である。

このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できることが必要と考える。

根拠法令等

介護保険法第17条
介護保険法施行令第6条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:21

管理番号	846	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省庁	環境省				

求める措置の具体的内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報を関係都道府県が共有するシステムを構築すべきである。

なお、積替保管施設を有する場合は、保管基準への適合状況の確認や不適正保管に対する指導の観点から、従来どおり各都道府県等が許可を行うこととする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

事業者にとれば、自治体ごとに許可を要するため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費にかかる負担が大きい。

事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県にとっても、事務負担の軽減が図られる。

(参考)

1 許可件数(平成22年度)

- (1) 産業廃棄物収集運搬業 1,473件
(うち県外業者で積替保管施設なし 349件)
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 220件
(うち県外業者で積替保管施設なし 93件)

2 事務手数料

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件
- ・産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 73,000円/件
- ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 71,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 74,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 72,000円/件

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、同条第2項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第2項、第14条の5第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:57

管理番号	857	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省				

求める措置の具体的内容

一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更該当するものとして変更届出の対象から除外する。
なお、緑地整備の適切な推進を図り、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きさ要件、減少面積率の要件については、都市計画法上の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。
①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が減少しない場合、
②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合
本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対しても一律に取り扱う現在の規定は過剰な規制となっている。
工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化することによって新たな設備投資の円滑化を図ることができる。
また、同時に行政の事務コストを削減することができる。
(具体的事例は別紙のとおり)

根拠法令等

工場立地法第8条第1項、同法施行規則第9条

【工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和】

<内閣府：回答・助言等の内容・対応状況>

○工場立地法における緑地面積の削減については、以下のような検討経緯があります。このため、10㎡を超える緑地面積の削減が必要な具体的事例をご教示ください。

<愛媛県：内閣府ご質問に対する回答>

(1) 平成 22 年の産業構造審議会分科会工場立地法検討小委員会（以下、「小委員会」という。）では、全国規模規制改革要望 2009 で日本経団連からの提案を基に、緑地面積減少に係る軽微な変更の取扱いについて議論がなされているが、この時の議論では、

①緑地面積は敷地面積の 20%程度であり、より広い面積を有する生産施設面積の場合よりも厳格なルールを設定する必要がある。

②緑地として認められる土地の最少面積が 10㎡超である。

ことから、10㎡以下の緑地の減少について、安全・衛生の問題に対して急いで対処する必要がある場合に限り、軽微変更として取り扱うのが適当との結論に至っているところである。

(2) 平成 23 年 7 月に小委員会が公表した「規制改革要望等への対応の方向性について」では、経済産業省が全特定工場を対象に実施したアンケート調査によると、「回答のあった工場のうち、6%（約 300 社）の工場が、緑地面積率規制が工場の増設に際に障害になったと回答している」ほか、「産業界から毎年のように規制緩和要望が呈されている状況に鑑みると、工場立地法の規制が企業の国内投資に対して一定の制約となっている状況があるといえる」と述べられている（p.7）。さらに、「国内投資の促進を図る観点から、工場等の立地関連規制の手続きの迅速化や手続きの簡素化は極めて重要な課題であり、引き続き積極的に取り組むべきである」とされている（P.16）。このため、安全・衛生上の問題への急ぎ対処の必要がある場合に限らず、積極的な設備投資を行う場合においても緑地規制の緩和を図る必要があると考える。

(3) しかしながら、工場立地法の緑地面積規制が、工場とその周辺の地域の調和を実現し、周辺の地域の生活環境の保持を実現するためのものであることを踏まえると、周辺環境に応じた設備投資と工場緑化とのバランスが図られる必要があるものと考えられるが、上記(1)の議論においては軽微な変更として取り扱う緑地削減について、周辺環境の状況は考慮されず、緑地として算入されない範囲での緑地の削減のみ認めるとの結論が出されている。なお、平成 23 年 9 月 30 日の工場立地法施行規則の改正により、事業者負担の軽減及び小規模緑化推進の観点から植栽規定が見直され、10㎡以下の土地についても緑地として算入できるようになっている。

(4) また、上記(3)の規則改正により、地域準則を制定する際の自治体の自由度が拡大され、設定できる緑地面積率の下限が引き下げられたほか、周辺を森林等の自然環境に恵まれ、周辺に住居が存在しないような区域での緑地面積率区分が設定され、地域の実情に応じて緑地規制を緩和することが可能となったが、工場が整備すべき緑地の程度は、立地する地域によりその必要性の程度は異なるものであり、このように自治体における地域性を踏まえた対応が推進されてきている一方で、緑地の削減については削減面積（10㎡以下）という絶対数値で判断する取扱いのままとなっている。

(5) このため、削減する緑地面積が 10㎡以下に限定せず、地域の実情に応じて、緑地の削減が周辺環境に与える効果等を勘案して、軽微な変更として取り扱う緑地の削減面積を相対的に捉える必要があると考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:34

管理番号	95	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	地方バス路線の運行費補助要件の緩和				
提案団体	岡山県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象基準における「1日当たりの輸送量」の下限を、都道府県の判断によって緩和できるようにすることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現行の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」においては、補助対象基準で輸送量は15人以上と定められているため、人口減少が著しい過疎地域等では、輸送量が15人に達せず、岡山県においても、補助対象系統は、平成20年度の36系統から、平成25年度は22系統と大幅に減少し、また、平均乗車密度が5人未満となり、補助金額が減額される場合も多くなっている。これらの地域間幹線系統は中山間地域等の住民にとって、高校への通学、地域の基幹病院への通院、買い物等の生活の足として不可欠であり、維持していく必要がある。

【制度の改正案】

こうした状況を踏まえ、都道府県が特別な支援が必要と考える条例等で指定する過疎地域等(例:岡山県中山間地域の振興に関する基本条例における中山間地域)においては、都道府県の判断で、国の定める範囲内(輸送量12~15人)で、補助対象基準を緩和できるようにすることを提案するものである。

【制度改革の効果】

バス路線だけではなく、他の交通手段や地理的な条件などを都道府県で勘案し、判断することにより実態に即した支援が可能となる。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第6条1項1号別表4

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:34

管理番号	172	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和				
提案団体	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう要件の緩和など制度を見直す。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。
特に中山間地における交通弱者にとってバスは基軸となる交通手段であることから、中山間地における補助要件の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。
また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。

【支障事例】広域行政圏中心市へ繋がり複数市町村をまたがって運行する生活の重要路線でありながら、人口の少ない中山間地を含む系統では平均乗車密度が低いため補助要件を満たすことができず、バスの存続が難しくなっている。(採択条件である平均乗車率5人以上では、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線のみとなる。)

【効果】要件緩和により、人口が少ない中山間地域を結ぶ系統においても補助要件を満たすこととなり、生活の足を確保することが可能となる。(採択条件である平均乗車率を5人から3人に引き下げると、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線から13路線に拡大される。)

【求める要件緩和の内容】補助対象路線の1日当たり輸送量:15~150人について、中山間地域は「15人以上」の要件を9人(本県における平均的な平均乗車密度=3人程度であるため、最低運行回数3回を乗算)まで引き下げる。
補助対象経費の対象:平均乗車密度5人で運行赤字全額について、5人未満は人数按分して算出とされているものを中山間地域は「5人」の要件を3人まで引き下げる。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4及び別表5

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:34

管理番号	336	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善				
提案団体	山武市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、現在、地域間幹線系統に接続している地域内フィーダー系統であれば、仮に今後、地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定に使えるよう制度を見直していただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の現行制度では、複数の自治体間を結ぶ地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統でなければ、市内全域を交通不便地域とし、市内全人口を補助対象数とすることができないこととされている【地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下要綱という。)、別表6、口、①・②】が、仮に民間バス路線等の廃止等により地域間幹線系統が無くなった場合、補助額算定の基礎となる補助対象人口が大幅に減少し、現状でも苦しい地域内フィーダー系統の維持がさらに困難になる。

地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、交通空白地域等における公共交通の確保維持のため、地域内フィーダー系統については維持していかなければならない。この場合において、交通不便地域だけを対象人口として算定するのは不合理ではないかと考えるため、地域間幹線系統が廃線となった場合についても、他の地域間交通ネットワーク(鉄道路線等)に接続する地域内フィーダー系統については、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定【要綱別表7、5】に使えるよう見直していただきたい。

(補助額算定の基礎となる対象人口の考え方は別添参照)

現状、山武市地域公共交通活性化協議会で実施している公共交通は、幸いにも地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統であるため、対象人口は市内全域56,089人(平成22年実施の国勢調査時人口)であるが、今後もし地域間幹線系統が市内に無くなった場合、運輸局長指定交通不便地域のみが対象人口となる。この場合の想定される対象人口は14,190人である。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6、口

別表6 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者及び活性化法定協議会</p>	<p>補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表7に定めるところにより算出される経費</p>	<p>市区町村協議会等が定めた生活交通ネットワーク計画に確保又は維持が必要として掲載された補助対象系統の運行のうち、次のイからへの全てに適合するもの。ただし、第15条第2項の場合にあっては、口からへの全てに適合するもの。</p> <p>イ 道路運送法施行規則第3条の3に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第141号）」1①に定める「交通空白輸送」に限る。）若しくは同条第2号に定める過疎地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものであること。（ただし、過疎地有償運送にあっては、補助対象期間の開始前に、国庫補助金の交付を申請することを示した上で、道路運送法施行規則第51条の15第3号に規定する協議が調っているものに限る。）</p> <p>ロ 以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>① 第2編第1章第1節の補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統であること。ただし、政令指定都市、中核市及び特別区（以下、「政令指定都市等」という。）が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市等の区域内であるものを除く。</p> <p>② 以下の（1）又は（2）のいずれかを満たす交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。</p> <p>（1） 以下に掲げる過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第32条の適用される要件に該当する過疎地域（同法第33条第1項に基づく「過疎地域とみなされる市町村」及び同法第33条第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。） ・ 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域 ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施 	<p>1/2</p>

		<p>地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 ・奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島 ・小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島 ・沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄県の区域 <p>(2) 半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。</p> <p>ハ 当該系統の運行内容について、効率的・効果的運行のための「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」（「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）別添2）なども踏まえ、地域における既存の交通ネットワークや生活交通ネットワーク計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られているもの。</p> <p>ニ 以下の①から③のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該補助対象期間中に新たに運行を開始するもの ② 既に運行を開始しているもので生活交通ネットワーク計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの ③ 前年度補助対象期間に本節による補助金の交付を受けたもの <p>ホ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。</p> <p>ヘ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通ネットワーク計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）</p>	
--	--	--	--

(注)

1. 「フィーダー系統」とは、バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続する系統をいう。この場合の、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。
2. 「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。この場合において、「地域間幹線バス系統」とは、複数市町村（ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。）にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。

別表7 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持関係）

補助対象経費の算出方法	
1.	補助対象系統が運行する各市町村毎の国庫補助金の交付額は、各市区町村の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2と、当該各市区町村毎に算定される国庫補助上限額の、いずれか少ない方の額以内の額とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）
2.	補助対象経費の額は、次式によって算出される補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。
3.	<p>補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出する。</p> <p>（路線を定めて行う乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の場合）</p> <p>当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表1又は別表2に基づく補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。（沖縄県及び離島に係る系統を除く。）</p> <p>地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>（上記以外の乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の場合）</p> <p>事業者時間当たり経常費用 × 当該補助対象事業者の計画サービス提供時間</p> <p>ただし、事業者時間当たり経常費用が別表1又は別表2に基づく補助ブロックごとに定める地域時間当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって計算する。（沖縄県及び離島に係る系統を除く。）</p> <p>地域時間当たり標準経常費用 × 当該補助対象事業者のサービス提供時間</p>
4.	<p>経常収益の見込額は、次式によって算出する。</p> <p>（路線を定めて行う乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の場合）</p> <p>当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>実車走行キロ当たり経常収益の見込額は、次式により計算して得られた額以上の額により算出するものとする。ただし、新設系統で基準期間（※1）の実績額がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額とする。</p> <p>「実車走行キロ当たり経常収益の見込額」 =</p> $\left[\frac{\text{「基準期間（※1）における当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績額」} \times \left(1 + \frac{\text{当該補助対象系統の過去3年間（※3）の平均増減率}}{2} \right)^2}{1} \right]$ <p>（上記以外の乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の場合）</p> <p>当該補助対象期間の車両1両に係る1時間当たり経常収益の見込額</p> <p style="text-align: right;">× 当該補助対象事業者の計画サービス提供時間</p>
5.	補助対象系統が存する各市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とする。

（注）

- 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者（第15条第3項の規定により活性化法法定協議会が補助対象事業者となる場合にあっては、生活交通ネットワーク計画に運送予定者として記載された者。以下この表において同じ。）の基準期間（※1）における乗合バス事業又は自家用有償旅客運送の経常費用を、基準期間（※1）における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用を基礎として、次式により計

算して得られた額をいう。(第2編第1章第3節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。)

「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」＝

$$\left[\frac{\text{「補助対象事業者の基準期間（※1）における実車走行キロ当たり経常費用の実績額」} \times \left(1 + \frac{\text{補助対象事業者の過去3年間（※3）の平均増減率}}{2} \right)^2}{2} \right]$$

2. 「補助対象事業者の時間当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における車両1両当たりの平均費用を、補助対象期間の前々年度におけるサービス提供時間の実績値で除した1時間当たりの経常費用をいう。(第2編第1章第3節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。)

3. 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度(※2)における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。(第2編第1章第3節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。)なお、自家用有償旅客運送に係る地域キロ当たり標準経常費用は、乗合バス事業者に係る地域キロ当たり標準経常費用を基礎として、注4に係る地域時間当たり標準経常費用の乗合バス事業と自家用有償旅客運送との差額を基礎として算出された額をいう。

「地域キロ当たり標準経常費用」＝

$$\left[\frac{\text{「基準年度（※2）における地域キロ当たり標準経常費用の実績額」} \times \left(1 + \frac{\text{地域の過去3年間（※3）の平均増減率}}{2} \right)^2}{2} \right]$$

4. 「地域時間当たり標準経常費用」とは、毎年度の乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の費用に係る実態調査を基として、算出される当該補助ブロックを含む地域の車両1両1時間当たりの標準経常費用を基礎として算出された額をいう。(第2編第1章第3節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。)なお、当分の間、当該補助ブロックは全国一律のものとする。

なお、大臣は、地域キロ当たり標準経常費用又は地域時間当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用又は地域時間当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用又は地域時間当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができないと認める場合には、これを補正した上で算出することとする。

5. 「離島」とは、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島をいう。

(※1) 基準期間とは、補助対象期間(10月1日～翌9月末日)の前々補助対象期間をいう。

(※2) 基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度(4月1日～翌3月末日)の前々々会計年度をいう。

(※3) 過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

事 務 連 絡
平成26年3月13日

国土交通省総合政策局
公共交通政策部交通支援課長

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 別表7の5. に定める
「補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額」について

標記について、平成27年度補助金交付分における当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額は、次により算定する額とし、これを「補助対象系統が存する各市区町村毎の国庫補助上限額」とすることとしたので通知する。

(算定式：平成27年度補助金交付分)

$$\text{対象人口} \times 240.40\text{円} + 400\text{万円}$$

※千円未満切り捨て

(備考) 対象人口の考え方

- ① 人口集中地区以外の人口と交通不便地域の人口(※)を比較し、多い人口を対象人口とする。
- ② 政令市、中核市の場合は、交通不便地域の人口(※)を対象人口とする。

※ 交通不便地域の人口とは、次に掲げる地域の人口の合計(重複する場合を除く。)とする。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項及び第32条の適用される要件に該当する過疎地域(同法第33条第1項に基づく「過疎地域とみなされる市町村」及び同法第33条第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。)
- (2) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域

- (3) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
 - (4) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
 - (5) 交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域（交付要綱別表 6 □
②（2）関係。以下「運輸局長指定交通不便地域」という。）
- ③ 運輸局長指定交通不便地域の地域内フィーダー系統のみを申請する場合は、運輸局長指定交通不便地域の人口のみを対象人口とする。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:34

管理番号	343	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や弾力的な運用				
提案団体	香川県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能となるよう、地域内フィーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域内フィーダー系統補助】

平成23年度に創設された「地域内フィーダー系統補助」において補助対象とされるフィーダー系統は、輸送量が15人～150人／日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表6口①)となっているが、本県の西讃地域のように、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象であるバス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実状に合わせ柔軟に運用できるようにしていただきたい。

そうすることにより、市町におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実により住民の利便性の向上に資するバス路線の一層の充実が図れる。

【利用環境改善促進等事業】

公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やバスに普及しているICカードとの間では、相互利用ができない状況にある。ICカードの共通化を図るためにも本制度の活用を図りたいが、補助対象となるICカードシステムは新規に導入されるものに限定されており活用ができない。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができない状況にある。(要綱別表21(鉄道))そのため、「ICカードシステム導入その他…」の部分にICカードシステムの導入や高度化(共通化)に要する経費その他…」等に変更していただきたい。そうすることにより、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものとする。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6口①、別表21

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:34

管理番号	435	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和				
提案団体	神戸市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における補助要件「計画運行回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量15～150人」について、下限の3回及び15人を撤廃するよう提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案概要】

平成14年2月に施行された改正道路運送法により、路線バス事業の参入・退出規制が廃止されたことから、利用者の少ない、いわゆる過疎地域等においては、交通事業者により採算が見込めないことを理由とした路線バスの減便・撤退が繰り返されており、地域住民の重要な生活交通手段が危機にさらされている状況である。

一方で国の補助制度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱においては、人口が少なく採算を取るのが難しい過疎地域の広域的・幹線的路線バスについて、要件を満たすことができず補助対象外となっている。本市でも、過疎地自家用有償運送の実施例があり、また新たな取り組みに向けた検討も行っているが、NPOなどの主体による持続的な実施が困難な場合も多く、路線バスの維持の社会的使命は依然として非常に大きい。周辺市も含めた生活圏の維持・活性化のためにも、国レベルでより細やかな施策を展開することが必要不可欠と考える。

そこで、補助要件「計画運行回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量15～150人」については、昨今、全国的に過疎化ないし過疎地域における高齢化が急速に進んでいる社会情勢の変化もふまえ、地域の実情に合わせた補助制度とするため、下限の3回及び15人を撤廃するよう要件の見直しを求める。

【支障事例】

別紙のとおり

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4の二、ホ

神戸市：地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助）関係の補助要件の緩和

【支障事例】

本市では、6路線の内3路線が1日あたり輸送量15人を満たしておらず、最も輸送量の少ない路線は3.7人となっている。

これらの路線は国庫補助の対象外となっており、県単独補助路線・国庫補助路線も含めた神戸市の実質負担額は、平成25年度17,663千円となっている。

〔参考：県単独補助路線 平成25年度指標の実績値〕

平均乗車密度（人）×運行回数（回）＝輸送量（人）

- ・三木～淡河～岡場駅前 $2.5 \times 2.6 = 6.5$
- ・三田～深谷～淡河 $2.9 \times 1.3 = 3.7$
- ・三田～大沢～岡場駅前 $3.0 \times 1.9 = 5.7$

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:34

管理番号	842	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】

- ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。

【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】

- ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。
- ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を上げる。

【車両減価償却費等国庫補助金】

- ・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。

山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。

車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。

(詳細は別紙のとおり)

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表6のロ②(1)(及び二)、表7の5、別表8

【別紙】

【具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性】

（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）

本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量（15人/日以上）を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情（10人/日以上）に応じて輸送量要件の緩和が必要である。

＜支障事例＞

本県の国庫補助対象路線を例にとっても、幹線でありながら、輸送量要件を満たせなくなる路線があり、36路線中14路線は輸送量実績が15人台以下であり、このうち4路線は26年度からは国庫補助対象外となる見込みである。その他、輸送量要件で、国庫補助対象外となっている路線もある。

県内の現在の地域公共交通を守るためには、広域的な幹線路線を維持することで、これらに接続している地域内路線の維持を図られるが、幹線路線が維持されなくなれば、結果、地域内路線の廃止や再編が生じることとなる。

（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）

山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統（バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統）の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。

＜支障事例＞

補助要件となっている法指定地域に関しては、原則市町村単位の指定（過疎地域自立促進特別措置法）や昭和40年代以降指定の見直しが行われていない（山村振興法）等により、法指定地域以外でも、地域（局地）的に同様（指定地域と同様に高齢化が進行している実情）の問題に直面しているのが現状である。

このような現状において、いずれの地域においてもバス路線は高齢者の貴重な移動手段であるにも関わらず、国の支援に差が生じる結果となっている。

なお、法指定地域以外に、管轄の地方運輸局長が指定する場合も補助対象となりうるが、実際には国庫補助の対象とならないフィーダーが存在し、市町はこれらに対しても助成しているため、地域の負担は年々増加し、廃止も含めた検討を行わざるを得ない状況に繋がっている。

また、フィーダーの運行形態については、地域の実情により異なってくるにもかかわらず（運行距離や定時制等）、補助対象地域の人口等を基にした補助上限額が設定されることにより、実績欠損額に応じた国の負担が行われず、地方負担が大きくなる結果となっているため、現行の算定方法（H27分で補助対象人口×240.40円+400万円）について、運行距離等の運行形態の実情を反映した算定方法にするよう見直す必要があると考える。

（車両減価償却費等国庫補助金）

車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新（購入）時には多額の

経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。

<支障事例>

車両購入時には、事業者は一括で多額の費用が必要となることから、借入れが前提となる場合も生じている。借入れを行う場合は、金融費用についても補助される仕組みではあるが、その補助は5年間の分割であることから、車両購入に伴う借入れにより債務超過になる事業者や運賃収入のみであるバス事業単体事業者においては融資を受けること自体が厳しくなっている事業者もあり、制度自体が使いづらくなっている。結果、代替台数を減らしたり、代替期間を延長する等により、車両の代替が進まないこととなる。

国庫補助制度の要件は、本県の実情と乖離していることから、県民の足である地域公共交通を維持するためには、国の補助制度を地域の実情に応じたものにした上で県や市町が積極的に活用していく必要がある。

【県内の概況】

県内のバスによる輸送実績は、22年度においては、ピーク時(昭和44年)の約14%まで落ち込み、県内の生活バス路線の約8割は赤字となっている。

赤字の解消に向け、自治体としても、例えば、県ではノーマイカー通勤デーの実施(県内企業への呼びかけと県職員自らの取組み)やイベント等でのPRを、また、市町単位では、高齢者を対象とした利用助成を行っているところであるが、一方で過疎化が進む地域においては、人口減少等による利用者減もある中、引き続き、バス路線は、車の運転できない高齢者等の生活の足として、維持・確保が必要である。

事業者は、生活バスの黒字路線の収益や国及び県、市の補助金等を合わせても、赤字路線全体のカバーはできない厳しい状況にあり、路線の維持・確保が難しくなっている。

バス路線の維持に関しては、ある程度の利便性が確保されないと利用者離れが起こるのが実態である。また、使用するバスも適切に更新を図り、安全性を確保する必要がある。(バスが更新されないことにより、車両数が減少し、路線廃止となることもありうる。)

【提案実現の効果】

地域の実情に合致した運行費補助や車両更新補助を行うことにより、利便性を確保し、利用者増につなげることで、路線の継続的な維持を図ることができる。(縮小傾向にある生活バス路線が維持され、陸上交通における減便・廃止の流れに歯止めをかけることができる。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:34

管理番号	879	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し				
提案団体	広島市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

バス路線の再編に当たって、路線を分割する場合、国庫補助事業(地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助))の補助要件を満たさなくなる場合があるため、こうしたケースに柔軟に対応できるよう制度改正を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

広島都市圏においては、多くの路線バスが郊外から都心へ直通路線となっていることから、都心では供給過剰となっている。その対応として、バス路線の途中に乗継拠点を設けて、都心側を運行する基幹バスと郊外側を運行するフィーダー系統に分割し効率化を図る手法について、現在検討を行っている。

検討に当たっては、地域公共交通確保維持事業:地域間幹線系統補助(複数市町村にまたがることや1日当たりの輸送量が15人以上と見込まれることなどを要件とする国庫補助)を受けている路線も対象としているが、分割によりフィーダー系統になった区間については、こうした補助の要件を満たさなくなる場合が想定される。

この結果、バス事業者や地方自治体の負担が大きくなり、こうしたことが支障となり再編が進まなくなる可能性がある。

一方、国においては、本年5月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正され、同法に基づく交通計画を自治体が策定した場合は、道路運送法上の特例を受けることができるなど、路線等の再編を実現しやすくする制度が盛り込まれた。こうした制度を有効に活用し、バス路線の再編等によりバス活性化を図るため、同法に基づく交通計画を策定した場合は、その計画期間内において、地域間幹線系統補助については、再編により輸送量の補助要件を満たさない場合においても、再編前と同様に補助対象として取り扱うこと、また、再編により、既存系統の一部を地域内フィーダー系統に移行する場合は、新たに運行を開始するものの補助要件を満たさなくなるが、補助対象として取り扱うことなどの補助要件の緩和が必要である。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4の木、別表6の二①

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:54

管理番号 26 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項
(事項名) 地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲

提案団体 愛知県

制度の所管・関係府省庁
経済産業省

求める措置の具体的内容

地域における関係機関との案件発掘に係る調整
地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務
補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
事業目的は、中小企業が、地域固有の産業資源を活用し、新事業展開を図ることを支援するものである
ので、地方が地域資源の指定から事業計画の認定まで地域の中小企業のニーズの基づき細かい支援を
行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであるから、自由度を高めて都
道府県に交付すべきである。

根拠法令等

中小企業地域資源活用促進法第6条、第7条
小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要
綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:54

管理番号	238	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。

現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。

【財源移譲のスキーム】

計画認定権限と合わせて、地域資源活用新事業展開支援事業補助金及び関係事務費を移譲

(補助金の流れ)県から中小企業者等へ交付(国は関与しない。)

(補助内容)現行制度並み(補助率2/3, 補助限度額3,000万円)

(財源措置)当面は交付金により措置し、将来的には税源移譲等による一般財源化

(全国的視点の担保)審査会への販路開拓に係る有識者等の活用により、都道府県においても全国的な視点からの計画の認定及び補助金の採択は十分に可能である。

【懸念の解消】

それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。

根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条
小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:54

管理番号	358	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域産業資源活用事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	徳島県、兵庫県、鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省				

求める措置の具体的内容

現在、本事業計画は、事業者から、都道府県経由で、経済産業局に申請、経産局等設置の委員会の評価等を経て認定される。この事業認定について、地域の実情及び地域産業資源を熟知している各都道府県(のうち希望する都道府県)に権限を移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域産業資源を熟知し、地域の中小企業を間近で支援する各都道府県が認定業務を実施する方が、より適正・効果的に事業認定することが出来る。また、都道府県が認定権限を持つことで、事業者は身近なところで相談が出来、また都道府県も実情を知る事業者に対して細やかな指導が可能となる。さらに、都道府県が実施する個別の企業支援と一体的に中小企業者に対応することで、地域産業の活性化に資するものと考え

根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:54

管理番号	472	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省				

求める措置の具体的内容

地域資源活用促進法による事業計画の認定業務
小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金の交付に係る事務
について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進すべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。

また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。

現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。

なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。

根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条
小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:54

管理番号	594	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく計画認定権限を支援施策の財源とともに都道府県へ移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域産業資源活用事業は、①都道府県が地域産業資源を指定、②国が事業計画を認定、③国が補助金等各種支援施策を実施 という事業スキームにより、中小企業による地域産業資源を使った商品開発等を支援することとなっているが、都道府県の行っている中小企業支援と重複し、企業にとって窓口が二つある状態であり、企業が支援制度を選択する際、経済産業局と都道府県の施策双方を検討しなければならないなど障害となっている。

中小企業のさらなる躍進を促すため、農林水産物、鉱工業品、観光資源等の地域資源の活用・結集・ブランド化を図るには、その施策の内容を考慮し、地域の実情を把握している都道府県において実施すべきものであるため、②、③も含め、制度全体を都道府県が実施するよう②③の権限および③の財源の移譲(基金化など)を求める。

本補助金は26年度は212件(うち京都府内企業8件)が採択されており、制度が変更されているものの、毎年同様の採択規模であることから、全国レベルの先端的なモデルと言うよりも地域の名産品を活かした新製品開発・販路開拓に向けた補助としての側面が強いと言え、地域の企業や産業資源に詳しく、伴走支援が可能な都道府県が当該事業を包括的に担うことが望ましい。

根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 第4条、第6条、第7条、第13～18条

小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:54

管理番号	889	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定等)は都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。

中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金)

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金

農商工等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)

根拠法令等

経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:54

管理番号	947	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。

現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。

【懸念の解消】

それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。

根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条
小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:51

管理番号	21	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業(給水人口5万人超)の認可・指導監督権限の移譲				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

給水人口5万人超の水道事業への認可及び指導監督事務は、厚生労働大臣の権限とされているが、これを全て都道府県知事に移譲すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

水源の公正な配分、合理的配置等を考慮した水道事業の統合等による水道施設整備の要請が高まる中で、給水人口5万人を超える水道事業者に対して県の権限が及ばないことは、県が水道事業の統合等を視野に入れた働きかけを行う上で支障となっている。

【制度改正の必要性】

移譲を進めることにより、広域化の推進、事業者の利便性の向上、及び事業者に対する都道府県による迅速かつきめ細やかな指導・監督の実施が期待される。

【愛知県内の水道事業者の認可権限について】(平成26年4月1日現在)

大臣認可水道事業者 32事業体

県認可水道事業者 11事業体(簡易水道事業除く)

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:51

管理番号	150	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限移譲				
提案団体	鳥取県・大阪府				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を、都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

なお、水利調整の要否が、移譲するか否かの判断基準のひとつとされているが、計画給水人口5万人以下の水道事業においても水利調整を要するものは存在している。

また、厚生労働省の新水道ビジョン(H25.3策定)では、都道府県は圏域の水道事業者間の調整役としての役割を果たすことが求められている。

【移譲による効果】

国の認可審査期間は都道府県(本県では水道事業の認可等の標準処理期間は21日)に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項、第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:51

管理番号	237	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞き取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

根拠法令等

水道法第6条ほか
水道法施行令第14条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:51

管理番号	299	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	都道府県による水道(用水供給)事業の認可事務、立入検査等に関する権限の拡大				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が行う計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量2万5千立方メートル超の水道用水供給事業の認可事務、立入検査等について、その権限の全部又は一部を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状と課題】

水道事業及び水道用水供給事業の認可と立入検査等の事務は、厚生労働大臣が行うこととされているが、そのうち、同法第46条により、給水人口が5万人以下の水道事業及び一日最大給水量が25,000m³以下である水道用水供給事業は、都道府県知事が行うものとされている。

現在、当県内の水道事業は、給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大など厳しい経営環境の変化に直面している。また、小規模な事業者が多く、技術的基盤が脆弱であり、安定的に水を供給し続けるための中長期的な経営を考慮した運営基盤が十分に構築されていない現状にある。

【課題解決に係る施策の方向性】

これらの課題解決には、近隣水道事業者等との連携により運営基盤の強化を図ることが有効であるが、その具体化には、地方の中核となる水道事業者等の存在が不可欠である。

厚生労働省が平成25年に発表した「新水道ビジョン」において、都道府県や中核となる水道事業者等には、地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極的な関与が期待されているところである。

【施策に係る支障】

しかしながら、都道府県は、地域の中核となる計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量25,000m³超の水道用水供給事業の立入検査等の権限を有していないため、当該地域の関係水道事業者間の調整等に支障を来している状況にある。

【提案事項】

持続可能な地域水道の整備に都道府県が積極的に関与するためにも、都道府県知事に移譲している事業認可や立入検査等の権限の範囲を拡大すべきである。

根拠法令等

水道法第46条第1項、水道法施行令第14条第1項及び第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:51

管理番号	698	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業経営の認可等の権限移譲				
提案団体	大阪府・和歌山県・鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。

【具体的な改正内容】

水道法施行令第14条第1項中「及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を営業者から供給を受ける水を水源とする水道事業」を削除し、水道用水供給事業を営業者から水の供給を受ける水道事業に係る事務についてはすべて都道府県が行う。また、それが困難であれば、当該規定中の給水人口を5万人の規模から拡大する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】

別紙参照。

【制度改正の必要性】

地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を廃止して企業団から全量を受水する事業者が増加している中、今後、新たな水源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と水道事業等との水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないひとつの要因となっている。

【提案が実現した場合の効果】

そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで（大臣認可の水道用水供給事業からの受水のみ水道事業）の権限を都道府県知事に移譲していただきたい。水道法第5条の2の広域的水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も存続させることで、役割分担が適切化されると考える。

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

(大阪府：別紙)

<提案項目>

水道事業経営の認可等の権限移譲

<求める措置の具体的内容> (全文)

厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。地域の実情に応じて、知事認可の対象を拡大するなど、都府県が広域的な事業間調整や連携推進の役割を果たしていくための枠組みを整備する。

【具体的な改正内容】

水道法施行令第14条第1項の

「水道事業（河川法第三条第一項に規定する河川の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業であつて、給水人口が5万人を超えるものを除く。）」の除外対象の一部（下線部分）を削除し、直接河川の流水を水源とする水道事業のみを除外対象とする。また、それが困難であれば給水人口を5万人の規模から拡大する。

<具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性> (全文)

【現状】

現状の水道事業経営の認可、変更認可権限は、水道法施行令第14条により、給水人口（5万人以下）等によって大臣又は知事に区分されている。平成25年3月に策定された「新水道ビジョン」では、各市町村がビジョンに沿った事業経営が行えるよう、リーダーシップを発揮した助言等を行うことが都道府県には求められている。府域においては、大阪広域水道企業団が、大阪市を除く42市町村に水道用水を供給しているため、43市町村のうち34市町（人口比98%）の水道事業が大臣認可となっている。

【支障事例】

近年、検討が進められている府域の水道事業統合に関して、府の積極的な関与を望む声も少なくないが、認可権限が限定されている現状においては、府が主導的な立場をとり、広域化を推進することに支障をきたしている。

昨年、大阪市と大阪広域水道企業団の統合協議は不調に終わり、現在は、大阪広域水道企業団と3つの受水市町村（四條畷市、太子町、千早赤阪村）との水道事業の経営統合について議論されているが、水道法第5条の2の広域的水道整備計画の策定等に係る調整等を根拠として、府が事業認可や報告徴収の権限が及ばない他の水道事業者に対し、統合検討を促すのにも限界がある。

【制度改正の必要性】

地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直

接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を廃止して企業団から全量を受水する事業者が増加している中、今後、新たな水源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と水道事業等の間での水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないひとつの要因となっている。

【提案が実現した場合の効果】

そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで（大臣認可の水道用水供給事業からの受水のみ水道事業）の権限を都道府県知事に移譲していただきたい。水道法第5条の2の広域的水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も存続させることで、役割分担が適切化されると考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:51

管理番号	943	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

根拠法令等

水道法第6条ほか